

【施設使用料改定一覧表】

施設名	施設区分		現行の条例使用料（円）		改定後の条例使用料（円）		担当部署 問い合わせ先
出雲西部体育館 ☎28-0215	体育室	占用使用	一般	1時間につき 710	一般	1時間につき 1,000	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 500	中学生以下	1時間につき 600	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
	シャワー			1回につき 103		1回につき 200	
上塩治スポーツセンター ☎24-7744	体育室	占用使用	一般	1時間につき 710	一般	1時間につき 1,000	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 500	中学生以下	1時間につき 600	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
	ミーティングルーム	占用使用		1時間につき 500		1時間につき 700	
		シャワー		1回につき 103		1回につき 200	
古志スポーツセンター ☎20-0977	体育室	占用使用	一般	1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
	ミーティングルーム	占用使用		1時間につき 810		1時間につき 1,200	
	軽運動室1	占用使用	一般	1時間につき 450	一般	1時間につき 600	
			中学生以下	1時間につき 300	中学生以下	1時間につき 400	
	軽運動室2	個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
		占用使用	一般	1時間につき 710	一般	1時間につき 1,000	
			中学生以下	1時間につき 500	中学生以下	1時間につき 600	
サン・アビリティーズいずも ☎24-2040	研修室	占用使用		9:00～12:00 3,030		1時間につき 1,500	文化スポーツ課 ☎21-6347
				13:00～17:00 3,630			
				18:00～22:00 4,540			
				9:00～17:00 6,060			
				13:00～22:00 7,570			
				9:00～22:00 9,090			
		個人使用		1回につき 200		1時間につき 70	
				9:00～12:00 900		1時間につき 400	
				13:00～17:00 1,100			
				18:00～22:00 1,300			
	教養文化室・二録音室	占用使用		9:00～17:00 1,500			
				13:00～22:00 1,800			
				9:00～22:00 2,200			
		個人使用		1回につき 200		1時間につき 70	
				9:00～12:00 2,430		1時間につき 700	
				13:00～17:00 3,010			
				18:00～22:00 3,640			
				9:00～17:00 4,220			
				13:00～22:00 4,860			
				9:00～22:00 6,070			
	視聴覚室	占用使用		1回につき 200		1時間につき 70	
				9:00～12:00 2,430		1時間につき 700	
				13:00～17:00 3,010			
				18:00～22:00 3,640			
				9:00～17:00 4,220			
				13:00～22:00 4,860			
				9:00～22:00 6,070			
		個人使用		1回につき 200		1時間につき 70	
				1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	
				1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200	
				1時間につき 120		1時間につき 200	
	多目的室	占用使用	一般	1時間につき 450	一般	1時間につき 600	
			中学生以下	1時間につき 300	中学生以下	1時間につき 400	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
				1人1回につき 103		1人1回につき 200	
平田体育館 ☎62-1011 (平田スポーツ公園)	体育室	占用使用	一般	1時間につき 2,030	一般	1時間につき 3,000	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 1,320	中学生以下	1時間につき 1,500	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
	会議室	占用使用		1時間につき 810		1時間につき 1,200	
佐田スポーツセンター ☎84-0835	体育室	占用使用(全面)	一般	1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200	
		占用使用(半面)	一般	1時間につき 760	一般	1時間につき 1,100	
			中学生以下	1時間につき 505	中学生以下	1時間につき 600	
	運動広場	占用使用(個人)		1時間につき 120		1時間につき 200	
		占用使用	一般	1時間につき 710	一般	1時間につき 1,000	
			中学生以下	1時間につき 500	中学生以下	1時間につき 600	
		照明使用		1時間につき 2,240		1時間につき 3,300	
多伎健康増進センター ☎86-2611 (多伎文化伝習館)	会議室	占用使用		1時間につき 810		1時間につき 1,200	文化スポーツ課 ☎21-6347
		占用使用	一般	1時間につき 710	一般	1時間につき 1,000	
			中学生以下	1時間につき 500	中学生以下	1時間につき 600	
	健康相談室	個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
		占用使用		1時間につき 500		1時間につき 700	
多伎体育館 ☎080-8238-4068	体育室	占用使用(全面)	一般	1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200	
		占用使用(半面)	一般	1時間につき 760	一般	1時間につき 1,100	
			中学生以下	1時間につき 505	中学生以下	1時間につき 600	
	ミーティングルーム	個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
		占用使用		1時間につき 500		1時間につき 700	
	卓球室	占用使用	一般	1時間につき 450	一般	1時間につき 600	
			中学生以下	1時間につき 300	中学生以下	1時間につき 400	
多伎勤労者体育センター ☎080-8238-4068	体育室	占用使用	一般	1時間につき 710	一般	1時間につき 1,000	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 500	中学生以下	1時間につき 600	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
	トレーニングルーム	占用使用	一般	1時間につき 450	一般	1時間につき 600	
			中学生以下	1時間につき 300	中学生以下	1時間につき 400	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
湖陵体育センター ☎43-3434 (湖陵総合公園)	体育室	占用使用	一般	1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	文化スポーツ課 ☎21-6347
			中学生以下	1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200	
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200	
	会議室	占用使用		1時間につき 500		1時間につき 700	

【施設使用料改定一覧表】

施設名	施設区分		現行の条例使用料（円）		改定後の条例使用料（円）		担当部署 問い合わせ先	
大社健康スポーツ公園 ☎53－6011	体育室	占用使用	一般	1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	文化スポーツ課 ☎21－6347	
			中学生以下	1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200		
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200		
	テニスコート	占用使用	一般	1面1時間につき 419	一般	1面1時間につき 600		
			高校生	1面1時間につき 314	高校生	1面1時間につき 400		
			中学生以下	1面1時間につき 209	中学生以下	1面1時間につき 300		
斐川第1体育館 ☎72－8809	体育室	占用使用	一般	1時間につき 2,030	一般	1時間につき 3,000	文化スポーツ課 ☎21－6347	
			中学生以下	1時間につき 1,320	中学生以下	1時間につき 1,500		
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200		
	会議室	占用使用		1時間につき 810		1時間につき 1,200		
	シャワー		1回につき 103		1回につき 200			
アクティーひかわ体育館 ☎72－7411	体育室	占用使用	一般	1時間につき 1,520	一般	1時間につき 2,200	文化スポーツ課 ☎21－6347	
			中学生以下	1時間につき 1,010	中学生以下	1時間につき 1,200		
		個人使用		1時間につき 120		1時間につき 200		
	シャワー		1回につき 100		1回につき 200			
愛宕山公園 ☎62－1011 （平田スポーツ公園）	野球場	グラウンド	一般	1時間につき 1,830	一般	1時間につき 2,700	文化スポーツ課 ☎21－6347	
				高校生	1時間につき 1,220	高校生		1時間につき 1,400
				中学生以下	1時間につき 910	中学生以下		1時間につき 1,000
			本部席冷暖房使用	1時間につき 150		1時間につき 200		
			研修室	1時間につき 810		1時間につき 1,200		
			会議室	1時間につき 300		1時間につき 400		
			休憩室	1時間につき 300		1時間につき 400		
	プール	占用使用		1時間につき 4,580		1時間につき 6,800		
			個人使用	一般	1人1回につき 450	一般		1人1回につき 600
			高校生	1人1回につき 220	高校生	1人1回につき 300		
			中学生以下	1人1回につき 150	中学生以下	1人1回につき 200		
			入場者	1人1回につき 150	入場者	1人1回につき 200		
	庭球場	占用使用	一般	1面1時間につき 419	一般	1面1時間につき 600		
				高校生	1面1時間につき 314	高校生		1面1時間につき 400
				中学生以下	1面1時間につき 209	中学生以下		1面1時間につき 300
	照明使用	1面1時間につき 450		1面1時間につき 600				
長浜中央公園 ☎28－0215	天然芝生多目的 広場	占用使用(全面)	一般	1時間につき 3,050	一般	1時間につき 4,200	文化スポーツ課 ☎21－6347	
				高校生	1時間につき 2,240	高校生		1時間につき 2,600
				中学生以下	1時間につき 1,520	中学生以下		1時間につき 1,800
		占用使用(半面)	一般	1時間につき 1,525	一般	1時間につき 2,100	文化スポーツ課 ☎21－6347	
				高校生	1時間につき 1,120	高校生		1時間につき 1,300
				中学生以下	1時間につき 760	中学生以下		1時間につき 900
出雲健康公園 ☎25－1006	出雲ドーム	占用使用	別紙1		別紙1		文化スポーツ課 ☎21－6347	
			照明使用	全部点灯	30分につき 4,714	全部点灯		30分につき 7,000
				1／2点灯	30分につき 3,928	1／2点灯		30分につき 5,800
		1／4点灯		30分につき 3,142	1／4点灯	30分につき 4,700		
			更衣室(1室あたり)	1時間につき 300		1時間につき 400		
			ミーティングルーム	1時間につき 500		1時間につき 700		
			コントロール室	1時間につき 810		1時間につき 1,200		
			救護室	1時間につき 300		1時間につき 400		
			湯沸室	1時間につき 120		1時間につき 200		
	クラブハウス・ト レーニングルーム	占用使用	一般	1時間につき 1,830	一般	1時間につき 2,700		
				高校生	1時間につき 240	高校生		1時間につき 300
				中学生以下	1時間につき 180	中学生以下		1時間につき 200
				高校生	1時間につき 120	高校生		1時間につき 150
				中学生以下	1時間につき 150	中学生以下		1時間につき 200
	多目的運動場	占用使用	一般	1時間につき 3,050	一般	1時間につき 4,200		
				高校生	1時間につき 2,240	高校生		1時間につき 2,600
				中学生以下	1時間につき 1,520	中学生以下		1時間につき 1,800
	少年野球場	照明使用		1時間につき 5,761		1時間につき 8,000		
			一般	1時間につき 1,830	一般	1時間につき 2,700		
				高校生	1時間につき 1,220	高校生		1時間につき 1,400
健康センター ロッカーハウス	占用使用	中学生以下	1時間につき 910	中学生以下	1時間につき 1,000			
			一般	1時間につき 2,540		1時間につき 3,800		
			会議室	1時間につき 500		1時間につき 700		
			会議室					
			冷暖房使用	使用料の3割相当額を加算		使用料の3割相当額を加算		
			ロッカールーム	1時間につき 100		1時間につき 200		
	シャワー		1回につき 110		1回につき 200			
平田スポーツ公園 ☎62－1011	陸上競技場	占用使用	一般	1時間につき 3,050	一般	1時間につき 4,200	文化スポーツ課 ☎21－6347	
				高校生	1時間につき 2,240	高校生		1時間につき 2,600
				中学生以下	1時間につき 1,520	中学生以下		1時間につき 1,800
	セントラルハウス	照明使用		1時間につき 1,520		1時間につき 2,100		
				大会議室	1時間につき 1,520			1時間につき 2,200
				中会議室	1時間につき 500			1時間につき 700
				小会議室	1時間につき 300			1時間につき 400
				和室	1時間につき 300			1時間につき 400
神原運動広場 ☎48－0001	運動広場	占用使用	一般	1時間につき 1,220	一般	1時間につき 1,800	文化スポーツ課 ☎21－6347	
				中学生以下	1時間につき 810	中学生以下		1時間につき 900
	テニスコート照明	照明使用		1時間につき 4,580		1時間につき 6,800		
				1面1時間につき 450		1面1時間につき 600		
		2面1時間につき 900		2面1時間につき 1,300				
平成スポーツ公園 ☎23－6386	テニスコート	占用使用	一般	1面1時間につき 419	一般	1面1時間につき 600	文化スポーツ課 ☎21－6347	
				高校生	1面1時間につき 314	高校生		1面1時間につき 400
				中学生以下	1面1時間につき 209	中学生以下		1面1時間につき 300
	ゲートボール場	照明使用		1面1時間につき 450		1面1時間につき 600		
				1面1時間につき 150		1面1時間につき 200		
				1面1時間につき 150		1面1時間につき 200		
				グラウンドゴルフ場	個人使用	1人1日につき 300		
湖陵運動広場 ☎43－3434 （湖陵総合公園）	ゲートボール	占用使用	1面1時間につき 150		1面1時間につき 200	文化スポーツ課 ☎21－6347		
				照明使用	1面1時間につき 150			1面1時間につき 200

【施設使用料改定一覧表】

施設名		施設区分		現行の条例使用料（円）		改定後の条例使用料（円）		担当部署 問い合わせ先	
平田B&G海洋センター ☎62-5600 (宍道湖公園)	舟艇使用料	OPヨット、ローボート、カヌー、 ペアカヌー、セールボード	一般	1時間につき	272	一般	1時間につき	400	
			高校生	1時間につき	272	高校生	1時間につき	300	
			中学生以下	1時間につき	157	中学生以下	1時間につき	200	
宍道湖公園 ☎62-5600	湖遊館		別紙2			別紙2		文化スポーツ課 ☎21-6347	
	多目的グラウンド	占用使用	一般	1時間につき	710	一般	1時間につき		1,000
			中学生以下	1時間につき	500	中学生以下	1時間につき		600

【別紙1】

出雲健康公園

1 ドーム占用使用料

(1) アマチュアスポーツ使用の場合(5人以上の団体とする。)

改正前

使用区分 使用時間		入場料を徴収しない				入場料を徴収する			
		中学生 以下	高校生	一般		中学生 以下	高校生	一般	
				スポーツ 団体等	その他			スポーツ 団体等	その他
基本 時間帯	6時～8時	円 3,660	円 4,880	円 7,320	円 25,660	円 6,100	円 8,540	円 13,440	円 50,100
	9時～12時	5,490	7,320	10,980	38,490	9,150	12,810	20,160	75,150
	13時～15時	3,660	4,880	7,320	25,660	6,100	8,540	13,440	50,100
	15時～17時	3,660	4,880	7,320	25,660	6,100	8,540	13,440	50,100
	18時～20時	3,660	4,880	7,320	25,660	6,100	8,540	13,440	50,100
	20時～22時	3,660	4,880	7,320	25,660	6,100	8,540	13,440	50,100
	9時～17時	12,810	17,080	25,620	89,810	21,350	29,890	47,040	175,350
	13時～22時	14,640	19,520	29,280	102,640	24,400	34,160	53,760	200,400
	9時～22時	18,300	24,400	36,600	128,300	30,500	42,700	67,200	250,500
特別 時間帯	6時～22時のうち、 上記に定める時間区 分以外で1時間につ き	1,830	2,440	3,660	12,830	3,050	4,270	6,720	25,050
	22時～6時で、1時 間につき	2,190	2,920	4,390	15,390	3,660	5,120	7,940	30,060

改正後

使用区分 使用時間		入場料を徴収しない				入場料を徴収する			
		中学生 以下	高校生	一般		中学生 以下	高校生	一般	
				スポーツ 団体等	その他			スポーツ 団体等	その他
		円	円	円	円	円	円	円	円
基本時間帯	6時～8時	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
	9時～12時	6,300	8,700	16,200	57,600	10,800	15,300	30,000	112,500
	13時～15時	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
	15時～17時	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
	18時～20時	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
	20時～22時	4,200	5,800	10,800	38,400	7,200	10,200	20,000	75,000
	9時～17時	14,700	20,300	37,800	134,400	25,200	35,700	70,000	262,500
	13時～22時	16,800	23,200	43,200	153,600	28,800	40,800	80,000	300,000
特別時間帯	9時～22時	21,000	29,000	54,000	192,000	36,000	51,000	100,000	375,000
	6時～22時のうち、 上記に定める時間区 分以外で1時間につ き	2,100	2,900	5,400	19,200	3,600	5,100	10,000	37,500
	22時～6時で、1時 間につき	2,500	3,400	6,400	23,000	4,300	6,100	12,000	45,000

(2) アマチュアスポーツ以外に使用の場合(5人以上の団体とする。)

改正前

使用区分 使用時間		入場料を徴収しない			入場料を徴収する		
		集会・ 式典	見本市・ 展示会	音楽・芸能・ プロスポーツ 等の興行	集会・ 式典	見本市・ 展示会	音楽・芸能・ プロスポーツ 等の興行
基本時間帯	6時～8時	円	円	円	円	円	円
	9時～12時	25,660	31,760	37,880	74,540	92,880	111,220
	13時～15時	38,490	47,640	56,820	111,810	139,320	166,830
	15時～17時	25,660	31,760	37,880	74,540	92,880	111,220
	18時～20時	25,660	31,760	37,880	74,540	92,880	111,220
	20時～22時	25,660	31,760	37,880	74,540	92,880	111,220
	9時～17時	89,810	111,160	132,580	260,890	325,080	389,270
	13時～22時	102,640	127,040	151,520	298,160	371,520	444,880
	9時～22時	128,300	158,800	189,400	372,700	464,400	556,100
特別時間帯	6時～22時のうち、 上記に定める時間区 分以外で1時間につ き	12,830	15,880	18,940	37,270	46,440	55,610
	22時～6時で、1時 間につき	15,390	19,050	22,720	44,720	55,720	66,730

改正後

使用区分 使用時間		入場料を徴収しない			入場料を徴収する		
		集会・ 式典	見本市・ 展示会	音楽・芸能・ プロスポーツ 等の興行	集会・ 式典	見本市・ 展示会	音楽・芸能・ プロスポーツ 等の興行
基本時間帯	6時～8時	円	円	円	円	円	円
	9時～12時	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800
	13時～15時	57,600	71,400	85,200	167,700	208,800	250,200
	15時～17時	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800
	18時～20時	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800
	20時～22時	38,400	47,600	56,800	111,800	139,200	166,800
	9時～17時	134,400	166,600	198,800	391,300	487,200	583,800
	13時～22時	153,600	190,400	227,200	447,200	556,800	667,200
	9時～22時	192,000	238,000	284,000	559,000	696,000	834,000
特別時間帯	6時～22時のうち、 上記に定める時間区 分以外で1時間につ き	19,200	23,800	28,400	55,900	69,600	83,400
	22時～6時で、1時 間につき	23,000	28,500	34,000	67,000	83,500	100,000

【別紙2】
 宍道湖公園
 湖遊館使用料

現 行								
区分				中学生以下	高校生・大学生	一般		
アリーナ	スケートリンク時	個人	平日	10時～17時に入館した場合	1人1回につき 628円 回数券(11回) 6,280円	1人1回につき 838円 回数券(11回) 8,380円	1人1回につき 1,152円 回数券(11回) 11,520円	
				17時～19時に入館した場合	1人1回につき 419円	1人1回につき 628円	1人1回につき 838円	
			土曜日、日曜日及び休日		1人1回につき 628円 回数券(11回) 6,280円	1人1回につき 838円 回数券(11回) 8,380円	1人1回につき 1,152円 回数券(11回) 11,520円	
			団体 (20人以上)	平日	10時～17時に入館した場合	1人1回につき 523円	1人1回につき 733円	1人1回につき 1,047円
					17時～19時に入館した場合	1人1回につき 314円	1人1回につき 523円	1人1回につき 733円
				土曜日、日曜日及び休日		1人1回につき 523円	1人1回につき 733円	1人1回につき 1,047円
		占用	平日	貸切り	1回につき		18,700円	
				10時～17時	1時間当たり		12,100円	
				17時～19時	1時間当たり		14,300円	
				全日			96,800円	
			土曜日、日曜日及び休日	貸切り	1回につき		27,500円	
				10時～17時	1時間当たり		17,600円	
				17時～19時	1時間当たり		20,900円	
				全日			145,200円	
		スケート靴				1足1回当たり	419円	
		控室	占用			1時間当たり	500円	
			冷暖房使用			1時間当たり	152円	
シャワー				1回当たり	103円			
営利目的使用				使用料の20割相当額を加算				
入場料を徴収しての使用				加算なし				

改正後								
区分					中学生以下	高校生・大学生	一般	
アリーナ	スケートリンク時	個人	平日	10時～17時に入館した場合	1人1回につき 700円 回数券(11回) 7,000円	1人1回につき 1,000円 回数券(11回) 10,000円	1人1回につき 1,300円 回数券(11回) 13,000円	
				17時～19時に入館した場合	1人1回につき 500円	1人1回につき 700円	1人1回につき 1,000円	
			土曜日、日曜日及び休日		1人1回につき 700円 回数券(11回) 7,000円	1人1回につき 1,000円 回数券(11回) 10,000円	1人1回につき 1,300円 回数券(11回) 13,000円	
			団体 (20人以上)	平日	10時～17時に入館した場合	1人1回につき 600円	1人1回につき 900円	1人1回につき 1,200円
		17時～19時に入館した場合			1人1回につき 400円	1人1回につき 600円	1人1回につき 900円	
		土曜日、日曜日及び休日		1人1回につき 600円	1人1回につき 900円	1人1回につき 1,200円		
		占用	平日	貸切り	1回につき		22,000円	
				10時～17時	1時間当たり		14,000円	
				17時～19時	1時間当たり		17,000円	
				全日			112,000円	
			土曜日、日曜日及び休日	貸切り	1回につき		33,000円	
				10時～17時	1時間当たり		21,000円	
				17時～19時	1時間当たり		25,000円	
				全日			168,000円	
		スケート靴				1足1回当たり	500円	
		控室	占用		1時間当たり		700円	
			冷暖房使用		1時間当たり		200円	
シャワー				1回当たり		200円		
営利目的使用				使用料の20割相当額を加算				
入場料を徴収しての使用				加算なし				